

阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、阿波市小規模耕作基盤改善事業により地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな農地、農業水利施設等の整備を実施し、生産効率の向上を図り、もって農業競争力の強化を行うため、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付に関し、阿波市補助金交付規則（平成17年阿波市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象地及び対象事業)

第2条 補助の対象となる土地は、農業振興地域の農用地区域とし、対象事業は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第3条 この告示において、補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、経営耕地面積が40アール以上の者又は耕作者(法人を含む)。
- (2) その同居する者全てが市税等に滞納がない者であること。
- (3) その同居する者全てが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 国及び県からの補助金を受けていないこと。

(補助金額の算定及び限度額)

第4条 補助金の額は、受益面積に別表に定める補助単価を乗じた額とし、事業費の2分の1とする。ただし、受益面積については、1アール未満の面積を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 実施計画書(様式第4号)
- (4) 施工位置及び受益面積を記した図面
- (5) 工事計画図
- (6) 施工箇所の写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後において、やむを得ない事由により事業の一部を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金変更交付申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

(補助金の変更交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条に定める補助金の変更交付申請があったときは、その内容を審査し交付すべきと認めるときは、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）を補助事業者に交付するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績調書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 工事の出来型図
- (4) 実施前、施工状況及び完了後の写真
- (5) 資材数量の記録（伝票類の写し）
- (6) 作業概要及び使用機械の記録（日報）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払により交付することができる。

(決定の取り消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受けた場合又は補助事業者が補助金を他の用途に使用した場合若しくは当該補助事業に関する補助金の決定内容又はこれに基づく市長の処分等命令に違反した場合は、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合で既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後8年を経過するまでの間、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が必要と定める場合は、この限りでない。

附 則

この告示は、平成29年8月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

補助対象事業		補助単価
事業種類	事業内容	
1 区画拡大（簡易な排水設備を伴わないもの）	けい畔除去、均平作業等による区画拡大	10アール当たり10万円とし事業費の1/2
2 区画拡大（簡易な排水設備を伴うもの）	簡易な排水設備を伴って行うけい畔除去、均平作業等による区画拡大	10アール当たり15万円とし事業費の1/2
3 簡易な排水設備	網状管の埋設及び開きょ水路の設置	10アール当たり10万円とし事業費の1/2